

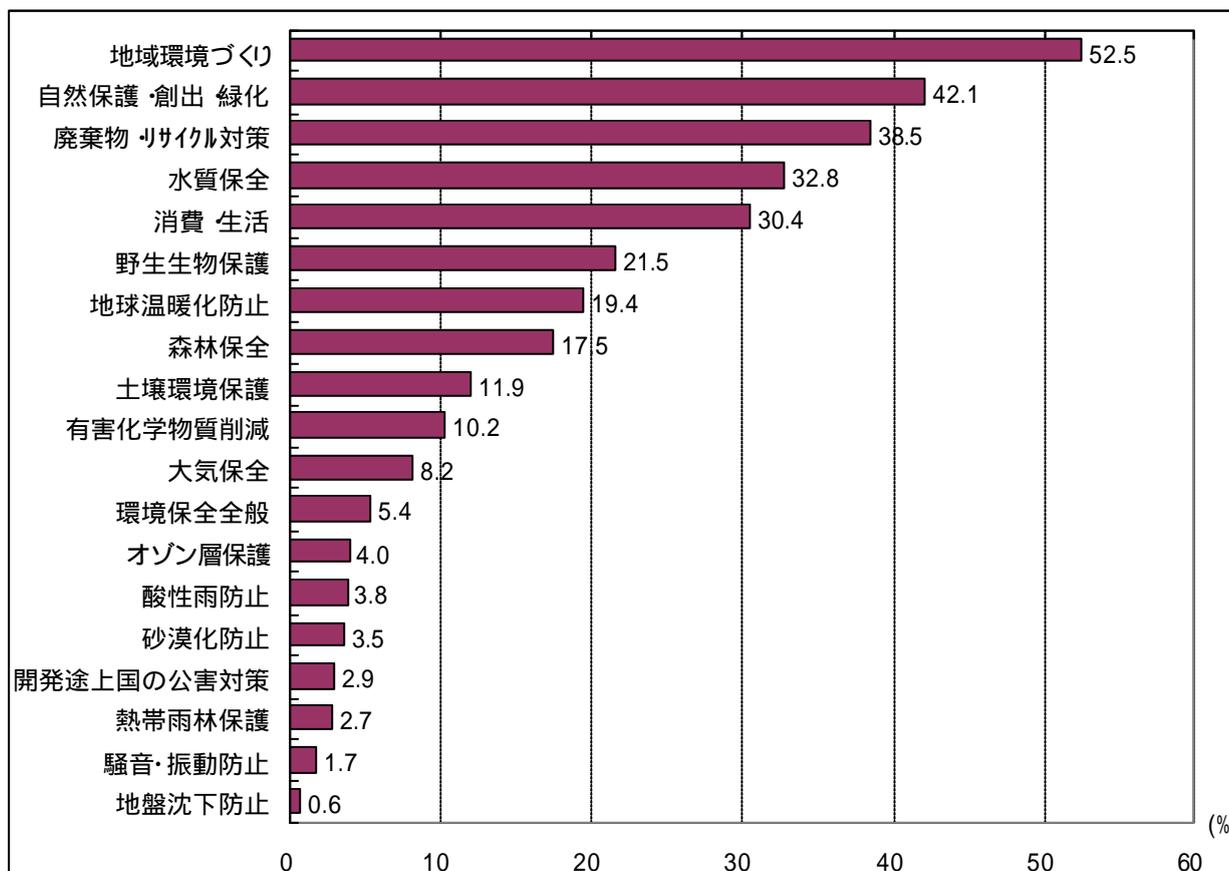
3. 環境保全に関する取組内容

3-1. 環境保全に関する主たる活動分野：問 1(複数回答)

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の環境保全に関する主たる活動分野は、“地域環境問題”に関するものが上位を占める。「地域環境づくり」(52.5%)が最も多く半数を超え、続いて「自然保護・創出・緑化」(42.1%)、「廃棄物・リサイクル対策」(38.5%)、「水質保全」(32.8%)、「消費・生活」(30.4%)となっている。さらに、「森林保全」(17.5%)、「土壌環境保護」(11.9%)、「有害化学物質削減」(10.2%)がある。
- “地球環境問題”としては、第6位に「野生生物保護」(21.5%)、第7位に「地球温暖化防止」(19.4%)が登場する。それ以外の地球環境問題は必ずしも多くなく、「オゾン層保護」(4.0%)、「酸性雨防止」(3.8%)、「砂漠化防止」(3.5%)、「開発途上国の公害対策」(2.9%)、「熱帯雨林保護」(1.7%)となっている。
- 従来型の公害問題については少なく、「大気保全」(8.2%)、「騒音・振動防止」(1.7%)、「地盤沈下防止」(0.6%)である。なお、「限定せず環境保全全般」(5.4%)は少ない。
- 1団体当たりの平均活動分野数は3.19分野である。内訳は地域環境問題2.36分野、地球環境問題0.58分野、公害問題など0.26分野となっている(次頁図表参照)。

図表 3-3-1 環境保全に関する主たる活動分野(全体:複数回答)



(2)基本属性別の特徴

環境保全に関する主たる活動分野(所在地別)

- 地方ブロック別では、環境保全に関する主たる活動分野の比率に大きな差異は見られない。ただし、関東ブロックにおいては、全体平均に比べて地球環境問題や公害問題に取り組む団体が比較的多い。1団体当たりの平均取組分野数は3.24分野である。
- 市町村規模別でも各取組分野の比率には大きな差異はみられないが、政令指定都市については全体平均に比べて地球環境問題や公害問題に取り組む団体が比較的多い。1団体当たりの平均取組分野数は3.26分野である。

図表 3-3-2 主たる活動分野(全体と所在地別)(複数回答)

(単位:%)

| 環境保全に関する主たる活動分野 | | 全体 (n=1188) | 関東ブロック (n=397) | 政令指定都市 (n=347) |
|-----------------|--------------|----------------|-------------------|-------------------|
| 地域環境問題 | 地域環境づくり | 52.5 | 46.1 | 44.7 |
| | 自然保護・創出・緑化 | 42.1 | 43.1 | 38.4 |
| | 廃棄物・リサイクル対策 | 38.5 | 36.3 | 34.9 |
| | 水質保全 | 32.8 | 31.7 | 29.1 |
| | 消費・生活 | 30.4 | 29.5 | 28.5 |
| | 森林保全(熱帯雨林除く) | 17.5 | 18.9 | 20.5 |
| | 土壌環境保護 | 11.9 | 13.6 | 14.7 |
| | 有害化学物質削減 | 10.2 | 11.6 | 15.0 |
| | (小計) | (235.9) | (230.8) | (225.8) |
| 地球環境問題 | 野生生物保護 | 21.5 | 19.6 | 17.0 |
| | 地球温暖化防止 | 19.4 | 18.1 | 21.9 |
| | オゾン層保護 | 4.0 | 3.8 | 4.3 |
| | 酸性雨防止 | 3.8 | 5.0 | 5.2 |
| | 砂漠化防止 | 3.5 | 5.8 | 6.3 |
| | 開発途上国の公害対策 | 2.9 | 4.8 | 5.5 |
| | 熱帯雨林保護 | 2.7 | 4.8 | 4.9 |
| | | (小計) | (57.8) | (61.9) |
| 公害問題など | 大気保全(地球規模除く) | 8.2 | 11.3 | 11.2 |
| | 騒音・振動防止 | 1.7 | 2.5 | 3.2 |
| | 地盤沈下防止 | 0.6 | 0.5 | 0.6 |
| | 限定せず環境保全全般 | 5.4 | 5.8 | 6.6 |
| | その他 | 9.6 | 10.8 | 13.3 |
| | | (小計) | (25.5) | (30.9) |
| 合計 | | 319.2 | 323.6 | 325.8 |

(注)網掛は各項目において「全体」より数値が大きいことを示す。

環境保全に関する主たる活動分野(法人格別)

- 法人格別にみると、NPO法人においては取組分野が全体平均(3.19 分野)に比べて多く 3.47 分野であり、地域環境問題だけでなく地球環境問題や公害問題などの様々な問題に取り組む団体が多い。全体平均より取組比率が高いのは、「地球温暖化防止」(24.7%)、「森林保全(熱帯雨林除く)」(22.5%)、「土壌環境保護」(19.1%)、「砂漠化」(11.2%)である。
- 個人中心の任意団体では、NPO法人に比べて地球環境問題に取り組む団体の比率が少ない(1 団体当たり平均取組はNPO法人の 0.65 分野に対して 0.57 分野である)。

図表 3-3-3 主たる活動分野(全体と法人格別)(複数回答)

(単位:%)

| 環境保全に関する主たる活動分野 | | 全体 (n=1188) | NPO法人 (n=89) | 個人中心の任意 団体(n=846) |
|-----------------|--------------|----------------|-----------------|----------------------|
| 地域 環境 問題 | 地域環境づくり | 52.5 | 53.9 | 55.1 |
| | 自然保護・創出・緑化 | 42.1 | 42.7 | 43.7 |
| | 廃棄物・リサイクル対策 | 38.5 | 33.7 | 40.8 |
| | 水質保全 | 32.8 | 29.2 | 34.9 |
| | 消費・生活 | 30.4 | 33.7 | 34.0 |
| | 森林保全(熱帯雨林除く) | 17.5 | 22.5 | 16.5 |
| | 土壌環境保護 | 11.9 | 19.1 | 11.3 |
| | 有害化学物質削減 | 10.2 | 13.5 | 10.5 |
| | (小計) | (235.9) | (248.3) | (246.8) |
| 地球 環境 問題 | 野生生物保護 | 21.5 | 14.6 | 24.2 |
| | 地球温暖化防止 | 19.4 | 24.7 | 19.0 |
| | オゾン層保護 | 4.0 | 4.5 | 3.8 |
| | 酸性雨防止 | 3.8 | 3.4 | 3.9 |
| | 砂漠化防止 | 3.5 | 11.2 | 2.1 |
| | 開発途上国の公害対策 | 2.9 | 3.4 | 2.2 |
| | 熱帯雨林保護 | 2.7 | 3.4 | 2.2 |
| | | (小計) | (57.8) | (65.2) |
| 公害 問題 など | 大気保全(地球規模除く) | 8.2 | 7.9 | 8.6 |
| | 騒音・振動防止 | 1.7 | 1.1 | 1.8 |
| | 地盤沈下防止 | 0.6 | 1.1 | 0.5 |
| | 限定せず環境保全全般 | 5.4 | 6.7 | 4.3 |
| | その他 | 9.6 | 16.9 | 8.6 |
| | (小計) | (25.5) | (33.7) | (23.8) |
| | 合計 | 319.2 | 347.2 | 328.0 |

(注)網掛は各項目において「全体」より数値が大きいことを示す。

環境保全に関する主たる活動分野(財政規模別)

- 財政規模(年間支出額ベース)別では、環境保全に関する主たる活動分野の比率に比較的大きな差異がみられる。ここでは「10万円未満」と「5000万円以上」を比較する。
- 「10万円未満」では平均取組が3.16分野と少ないが、特に地球環境問題(0.49分野)が少ない。逆に「5000万円以上」では平均3.30分野に取り組むが、地球環境問題(0.77分野)が多い。全体平均より特に取組比率が高いのは、地域環境問題では「森林保全」(28.6%)、「土壌環境保護」(16.8%)、「有害化学物質削減」(16.8%)であり、地球環境問題では「地球温暖化防止」(26.1%)、「砂漠化防止」(10.9%)、また「大気保全」(16.0%)である。

図表 3-3-4 主たる活動分野(全体と財政規模別)(複数回答)

(単位:%)

| 環境保全に関する主たる活動分野 | | 全体 (n=1188) | 10万円未満 (n=232) | 5000万円以上 (n=119) |
|-----------------|--------------|----------------|-------------------|---------------------|
| 地域環境問題 | 地域環境づくり | 52.5 | 54.7 | 34.5 |
| | 自然保護・創出・緑化 | 42.1 | 43.5 | 32.8 |
| | 廃棄物・リサイクル対策 | 38.5 | 38.4 | 35.3 |
| | 水質保全 | 32.8 | 34.5 | 29.4 |
| | 消費・生活 | 30.4 | 32.3 | 20.2 |
| | 森林保全(熱帯雨林除く) | 17.5 | 11.2 | 28.6 |
| | 土壌環境保護 | 11.9 | 13.4 | 16.8 |
| | 有害化学物質削減 | 10.2 | 12.1 | 16.8 |
| | (小計) | (235.9) | (240.1) | (214.4) |
| 地球環境問題 | 野生生物保護 | 21.5 | 19.0 | 12.6 |
| | 地球温暖化防止 | 19.4 | 17.2 | 26.1 |
| | オゾン層保護 | 4.0 | 4.7 | 5.9 |
| | 酸性雨防止 | 3.8 | 3.0 | 6.7 |
| | 砂漠化防止 | 3.5 | 2.2 | 10.9 |
| | 開発途上国の公害対策 | 2.9 | 2.2 | 9.2 |
| | 熱帯雨林保護 | 2.7 | 0.4 | 5.9 |
| | | (小計) | (57.8) | (48.7) |
| 公害問題など | 大気保全(地球規模除く) | 8.2 | 8.6 | 16.0 |
| | 騒音・振動防止 | 1.7 | 3.4 | 2.5 |
| | 地盤沈下防止 | 0.6 | 0.9 | 0.8 |
| | 限定せず環境保全全般 | 5.4 | 5.2 | 10.1 |
| | その他 | 9.6 | 8.6 | 9.2 |
| | | (小計) | (25.5) | (26.7) |
| | 合計 | 319.2 | 315.5 | 330.3 |

(注)網掛は各項目において「全体」より数値が大きいことを示す。

(3)活動分野間の相互関係

- 同時取組の分野を概括すると、例示的には地域環境問題では「地域環境づくり - 自然保護・創出・緑化 - 水質保全 - 森林保全」や「自然保護・創出・緑化 - 野生生物保護」, 「消費・生活 - 廃棄物・リサイクル対策」, 「有害化学物質削減 - 土壌環境保護 - 水質保全」がある。
- 地球環境問題では、「地球温暖化防止 - 消費・生活 - 熱帯雨林保護」や「オゾン層保護 - 廃棄物・リサイクル対策」, 「地球温暖化防止 - 開発途上国の公害対策」などである。

図表 3-3-5 主たる活動分野間の相互関係(全体)

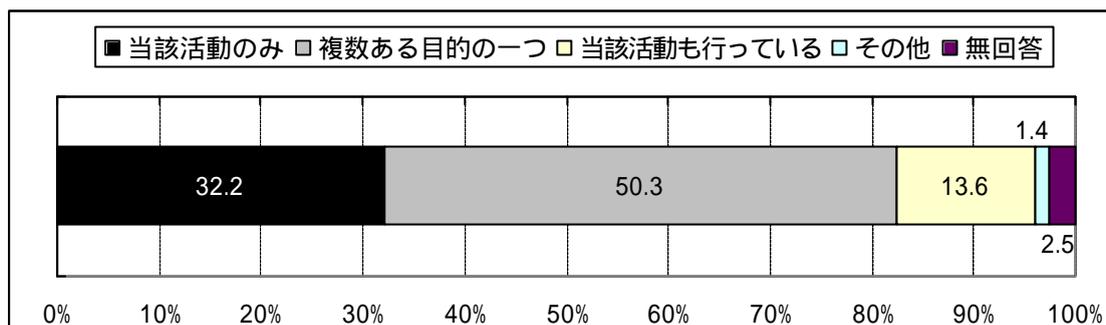
| 主たる活動分野 (地域環境問題) | 同時に取り組む活動分野(重複上位 3 項目) | | |
|---------------------|------------------------|----------------------|----------------------|
| | 1 位 | 2 位 | 3 位 |
| 地域環境づくり | 自然保護・創出・緑化 50.6% | 廃棄物・リサイクル対策 46.6% | 水質保全 38.8% |
| 自然保護・創出・緑化 | 地域環境づくり 63.2% | 水質保全 39.4% | 野生生物保護 39.0% |
| 廃棄物・リサイクル対策 | 地域環境づくり 63.7% | 消費・生活 58.2% | 水質保全 44.2% |
| 水質保全 | 地域環境づくり 62.1% | 廃棄物・リサイクル対策 51.8% | 自然保護・創出・緑化 50.5% |
| 消費・生活 | 廃棄物・リサイクル対策 73.7% | 地域環境づくり 61.8% | 水質保全 40.4% |
| 森林保全 | 自然保護・創出・緑化 74.5% | 地域環境づくり 59.6% | 水質保全 50.0% |
| 土壌環境保護 | 水質保全 70.2% | 地域環境づくり 64.5% | 自然保護・創出・緑化 61.7% |
| 有害化学物質削減 | 廃棄物・リサイクル対策 76.0% | 水質保全 66.9% | 地域環境づくり 58.7% |
| 主たる活動分野 (地球環境問題) | 同時に取り組む活動分野(重複上位 3 項目) | | |
| | 1 位 | 2 位 | 3 位 |
| 野生生物保護 | 自然保護・創出・緑化 76.5% | 地域環境づくり 57.6% | 水質保全 40.0% |
| 地球温暖化防止 | 廃棄物・リサイクル対策 67.0% | 地域環境づくり 64.3% | 消費・生活 59.1% |
| オゾン層保護 | 地球温暖化防止 85.1% | 廃棄物・リサイクル対策 85.1% | 地域環境づくり 74.5% |
| 酸性雨防止 | 水質保全 77.8% | 地球温暖化防止 75.6% | 廃棄物・リサイクル対策 64.4% |
| 砂漠化防止 | 自然保護・創出・緑化 66.7% | 地球温暖化防止 54.8% | 森林保全 54.8% |
| 開発途上国の公害対策 | 地球温暖化防止 60.0% | 水質保全 54.3% | 廃棄物・リサイクル対策 51.4% |
| 熱帯雨林保護 | 森林保全 59.4% | 地球温暖化防止 56.3% | 自然保護・創出・緑化 53.1% |
| 主たる活動分野 (公害問題など) | 同時に取り組む活動分野(重複上位 3 項目) | | |
| | 1 位 | 2 位 | 3 位 |
| 大気保全 | 水質保全 69.4% | 廃棄物・リサイクル対策 63.3% | 地球温暖化防止 57.1% |
| 騒音・振動防止 | 地域環境づくり 80.0% | 地球温暖化防止 75.0% | 有害化学物質削減 70.0% |
| 地盤沈下防止 | 地域環境づくり 85.7% | 水質保全 85.7% | 有害化学物質削減 85.7% |

3-2.環境保全活動の位置づけ：問 -2

(1) 全体的な傾向

- 前問における主たる環境保全活動の位置づけについて、「当該活動のみが団体の目的である」(32.2%)は3割を超えている。これに対して「団体の複数ある目的の一つである」(50.3%)がほぼ半数であり、民間団体の活動内容の多様性が見られる。
- 「団体の目的ではないが、付随的に当該活動も行っている」(13.6%)は比較的少ない。

図表 3-3-6 環境保全活動の位置づけ(全体)

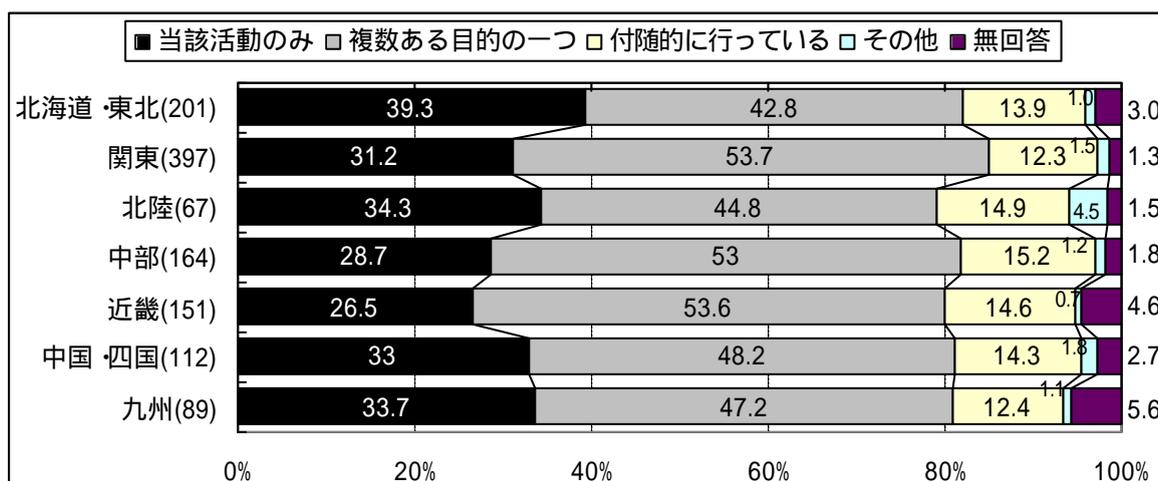


(2) 基本属性別の特徴

環境保全活動の位置づけ(所在地別)

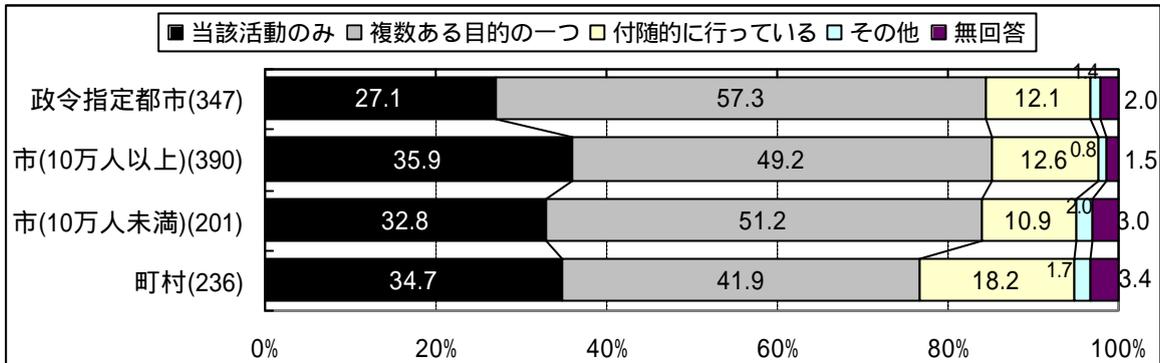
- 地方ブロック別では、北海道・東北において「当該活動のみ」(39.3%)がやや多い。反面、大都市圏である関東、中部、近畿では「複数ある目的の一つ」が比較的多く、活動の多様性がうかがわれる。

図表 3-3-7 環境保全活動の位置づけ (所在地別:地方ブロック)



- 市町村規模では、政令指定都市で「当該活動のみ」(27.1%)が少なく、「複数ある目的の一つ」(57.3%)が多い。町村では「付随的に行っている」(18.2%)が比較的多い。

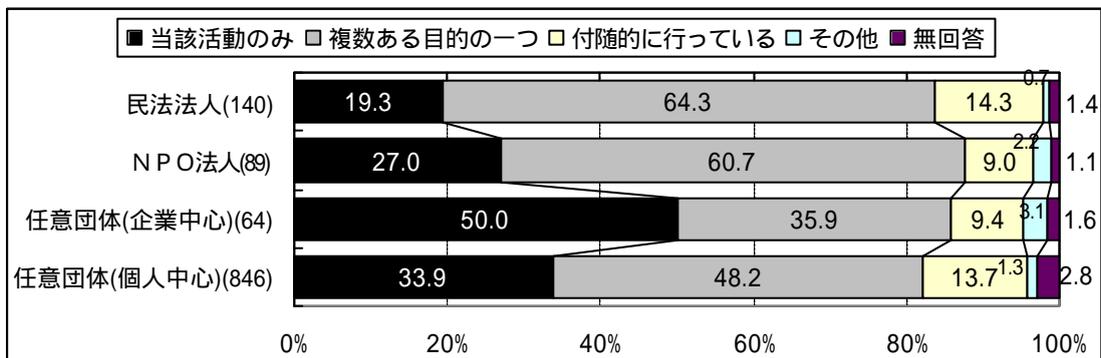
図表 3-3-8 環境保全活動の位置づけ (所在地別:市町村規模)



環境保全活動の位置づけ(法人格別)

- 法人格別では、「当該活動のみ」について民間法人 (19.3%)が非常に少なく、逆に企業中心の任意団体(50.0%)が非常に多い。NPO法人と個人中心の任意団体では、「当該活動のみ」はそれぞれ3割前後である。

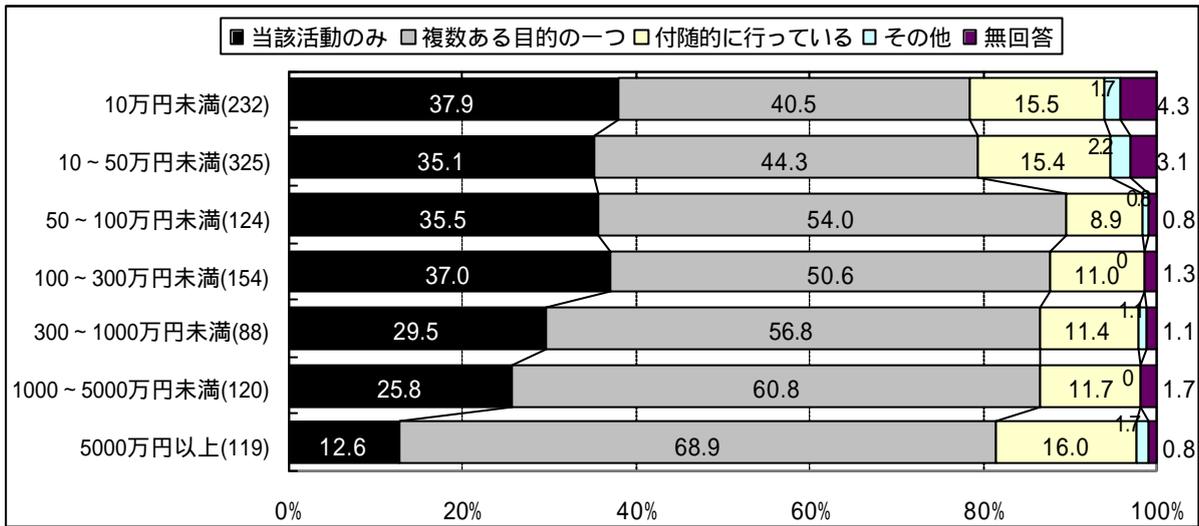
図表 3-3-9 環境保全活動の位置づけ (法人格別)



環境保全活動の位置づけ(財政規模別)

- 財政規模別では、年間支出額が大きくなるほど「当該活動のみ」が減り、逆に「複数ある目的の一つ」が増える。例えば、「当該活動のみ」については、10万円未満(37.9%)では4割に近いが、5000万円以上(12.6%)では1割強に過ぎない。活動資金の規模により活動が制約されていることがうかがえる。

図表 3-3-10 環境保全活動の位置づけ (財政規模別)

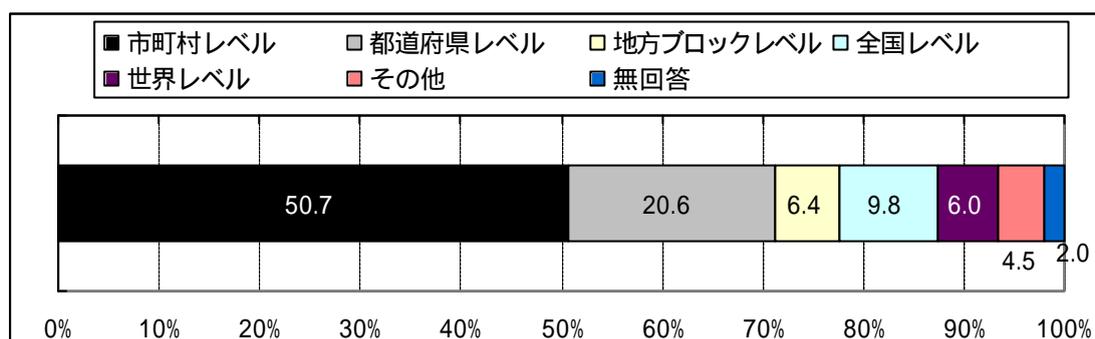


3-3.環境保全活動に関する主たる活動範囲：問 3

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の環境保全活動に関する主たる活動範囲をみると、最も多いのが「市町村レベル」(50.7%)で5割を占める。次いで「都道府県レベル」(20.6%)が多いことから、地元を中心とする活動が約7割である。
- 「地方ブロックレベル」(6.4%)や「全国レベル」(9.8%)は比較的少なく、広域での活動は合わせて16.2%である。「世界レベル」(6.0%)も多くはない。また「その他」(4.5%)は少ないが地理的範囲に関わらない活動もうかがわれる。

図表 3-3-11 環境保全活動に関する主たる活動範囲(全体)

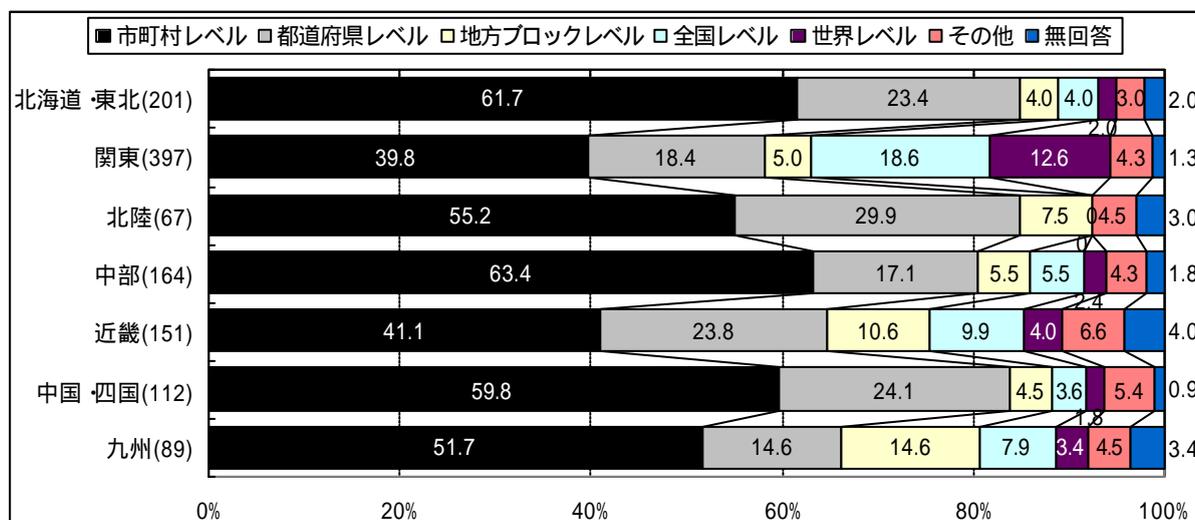


(2) 基本属性別の特徴

環境保全活動に関する主たる活動範囲(所在地別)

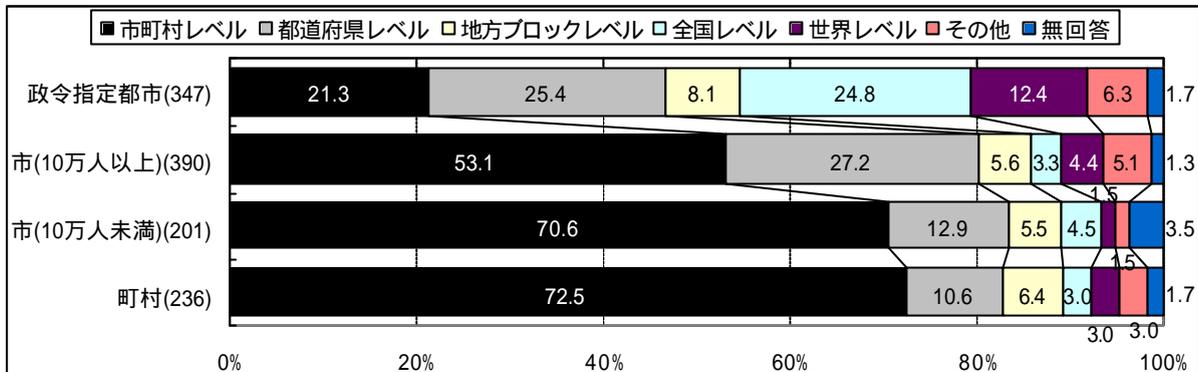
- 地方ブロック別では、関東と近畿で活動範囲が広く、「全国レベル」(それぞれ18.6%、41.1%)と「世界レベル」(それぞれ12.6%、4.0%)が多い。
- 中部、北海道・東北、中国・四国では「市町村レベル」が多く、6割前後を占めている。

図表 3-3-12 環境保全活動に関する主たる活動範囲(所在地別:地方ブロック)



- 市町村規模では、人口規模が大きくなるほど民間団体の活動範囲が広がる。政令指定都市では「全国レベル」(24.8%)と「世界レベル」(12.4%)が多く、逆に町村では「市町村レベル」(72.5%)が7割以上を占める。

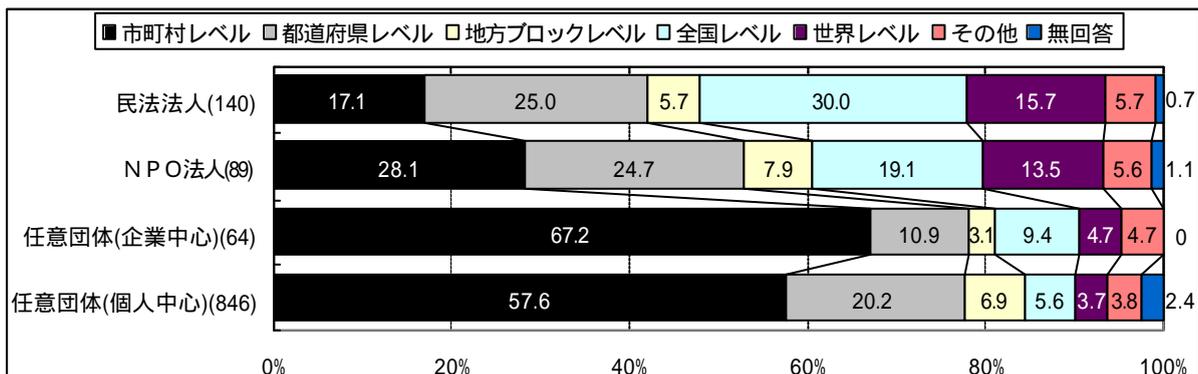
図表 3-3-13 環境保全活動に関する主たる活動範囲(所在地別:市町村規模)



環境保全活動に関する主たる活動範囲(法人格別)

- 法人格別では、民法法人とNPO法人の活動範囲が広く、「全国レベル」や「世界レベル」の比率が高い。特に、民法法人では全国レベル(30.0%)と世界レベル(15.7%)を合わせると、45.7%と5割近くになる。
- 一方、任意団体では「市町村レベル」が6~7割を占め、「都道府県レベル」を加えると8割近くとなる。市町村レベルの比率は、企業中心の任意団体が67.2%、個人中心の任意団体が57.6%である。

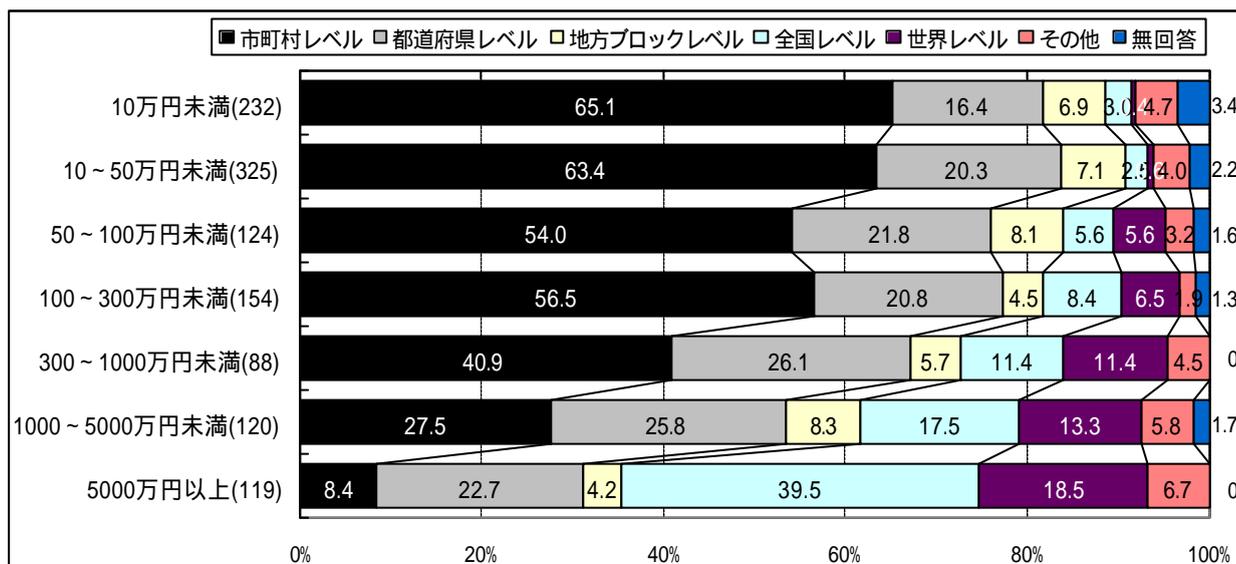
図表 3-3-14 環境保全活動に関する主たる活動範囲(法人格別)



環境保全活動に関する主たる活動範囲(財政規模別)

- 財政規模別では、年間支出額が大きくなるほど「市町村レベル」が少なく、「全国レベル」や「世界レベル」が多くなり、その活動範囲は広い。
- 10万円未満では「市町村レベル」(65.1%)が6割を超えるのに対して、「全国レベル」(3.0%)は非常に少ない。逆に、5000万円以上では「市町村レベル」(8.4%)は1割未満であるが、「全国レベル」(39.5%)と「世界レベル」(18.5%)を合わせると約6割(58.0%)となる。

図表 3-3-15 環境保全活動に関する主たる活動範囲(財政規模別)

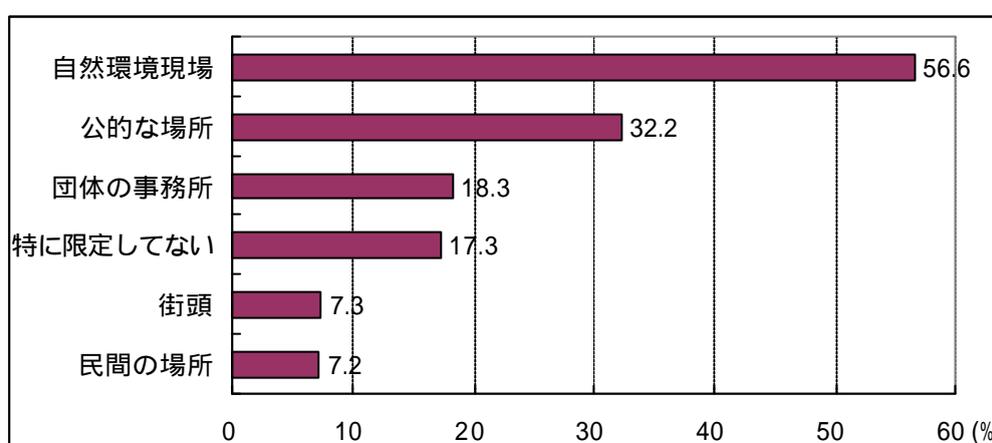


3-4.環境保全活動に関する主たる活動場所：問 4(複数回答)

(1)全体的な傾向

- 環境保全に関する主たる活動場所については、「自然環境などの現場」(56.6%)が最も多く6割近くを占めており、実践活動の多さがうかがわれる。次いで「学校・公民館などの公的な場所」(32.2%)となっているが、これは環境教育や環境学習などの環境意識の向上・普及活動の場として使われているものと考えられる。
- 「団体の事務所」(18.3%)も比較的多いが、これは調査研究や他主体との連絡などの拠点として使われているものと考えられる。「街頭」(7.3%)や「貸会議室などの民間の場所」(7.2%)もある程度は使われている。なお「特に限定していない」(17.3%)は比較的多い。

図表 3-3-16 環境保全活動に関する主たる活動場所(全体: 複数回答)



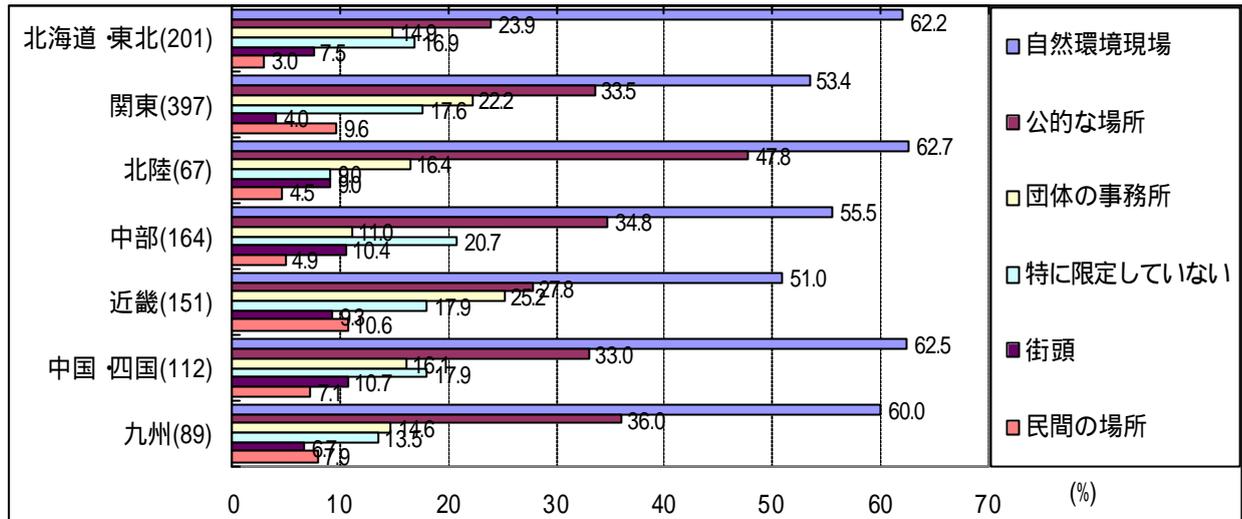
(2)基本属性別の特徴

環境保全活動に関する主たる活動場所(所在地別)

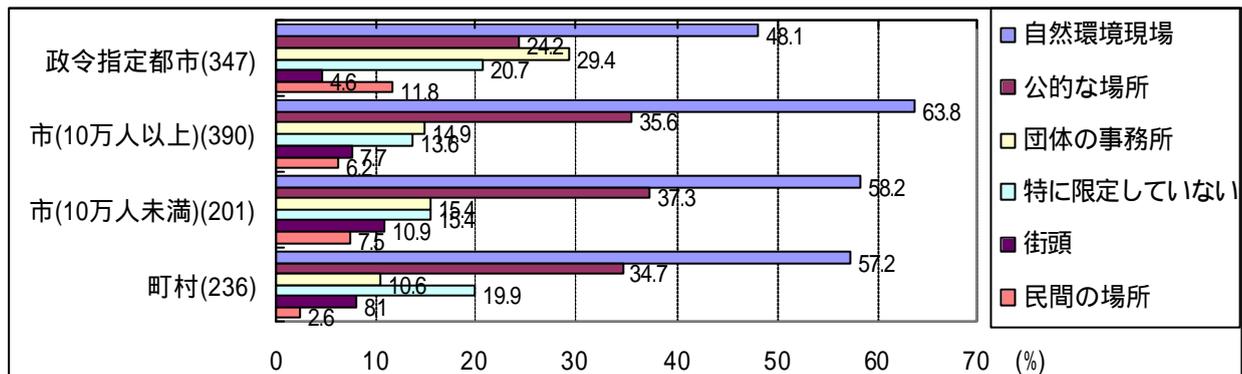
- 地方ブロック別では、関東と近畿において「自然環境などの現場」(それぞれ 53.4%、51.0%)が比較的少なく、「団体の事務所」(それぞれ 22.2%、25.2%)が多いことから、現場での実践活動とともにオフィスでの活動も多いことがわかる。
- 市町村規模では、政令指定都市の民間団体においては「自然環境などの現場」(48.1%)が少なく、「団体の事務所」(29.4%)が多いことから、現場での実践活動とともにオフィスでの活動が多いことがわかる。市と町村では大きな差異はみられない。

図表 3-3-17 環境保全活動に関する主たる活動場所(所在地別: 複数回答)

(地方ブロック)



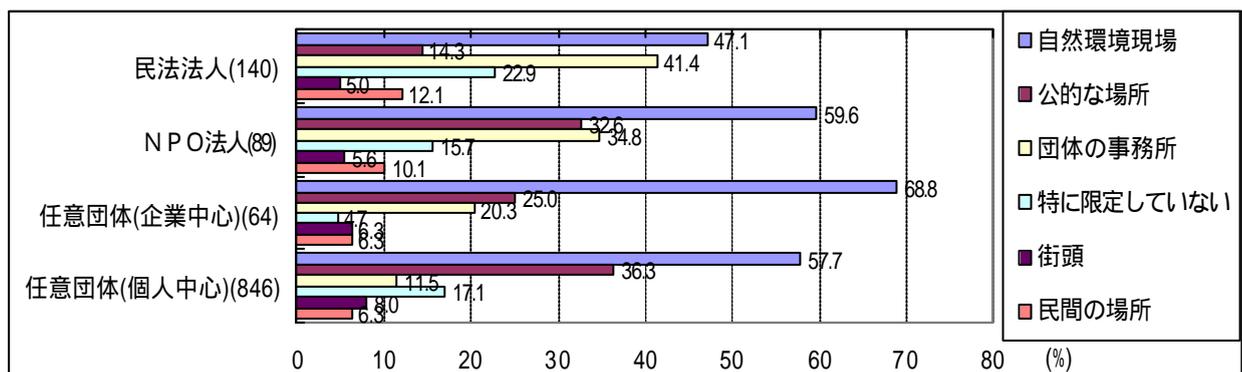
(市町村規模)



環境保全活動に関する主たる活動場所(法人格別)

- 法人格別では、民法法人の「自然環境などの現場」(47.1%)での活動が少なく、「団体の事務所」(41.4%)が多いことから、現場での実践活動とともにオフィスでの活動も多く、多様な活動がうかがえる。NPO法人も概ね民法法人と同じ傾向にあるが、「学校・公民館などの公的な場所」(32.6%)の利用も多い。

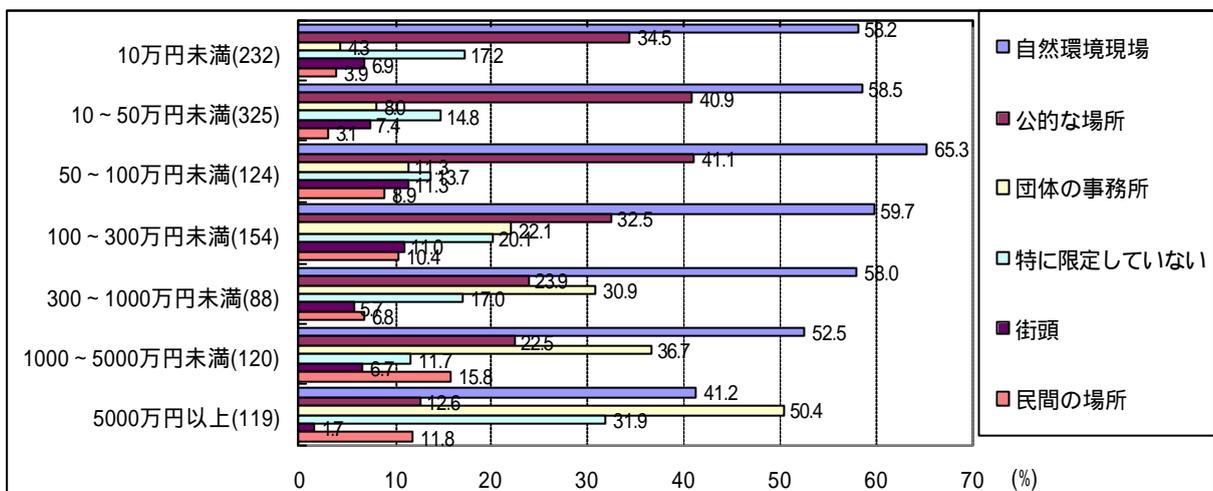
図表 3-3-18 環境保全活動に関する主たる活動場所(法人格別: 複数回答)



環境保全活動に関する主たる活動場所(財政規模別)

- 財政規模別では、年間支出額が大きくなるほど、「自然環境などの現場」での活動が少なくなる反面、「団体の事務所」での活動が多くなる。また「学校・公民館などの公的な場所」での活動も大きく減少する。この傾向は、年間支出額 100 万円以上で顕著となる。
- 例えば、50～100 万円未満では「自然環境などの現場」(65.3%)が最も多く、次いで「学校・公民館などの公的な場所」(41.1%)、「団体の事務所」(11.3%)である。これに対して、5000 万円以上では順番が入れ替わり、最も多いのが半数を占める「団体の事務所」(50.4%)で、次いで「自然環境などの現場」(41.2%)である。「学校・公民館などの公的な場所」(12.6%)は少ない。

図表 3-3-19 環境保全活動に関する主たる活動場所(財政規模別: 複数回答)

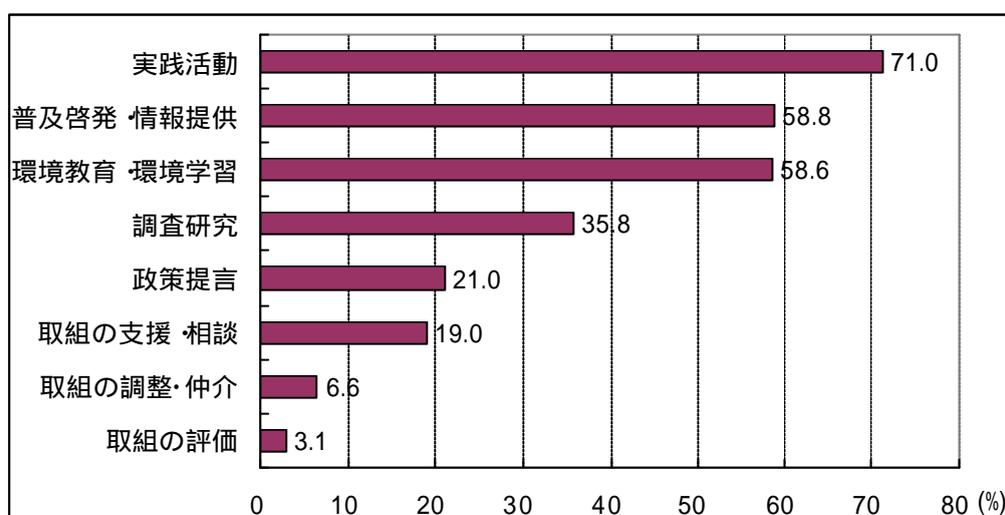


3 - 5.環境保全活動に関する主たる活動形態：問 5（複数回答）

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の環境保全活動に関する主たる活動形態として最も多いのは、「環境保全の実践活動」(71.0%)であり7割を超えている。次いで多いのが、他主体の環境意識向上のための「普及啓発・情報提供」(58.8%)と「環境教育・環境学習」(58.6%)である。
- 「調査研究」(35.8%)や「政策提言」(21.0%)についても、比較的活発に行われている。また、他主体への支援活動である「取組の支援・相談」(19.0%)や「取組の調整・仲介」(6.6%)も行われている。「各主体の取組の評価」(3.1%)は少ない。

図表 3-3-20 環境保全活動に関する主たる活動形態(全体:複数回答)



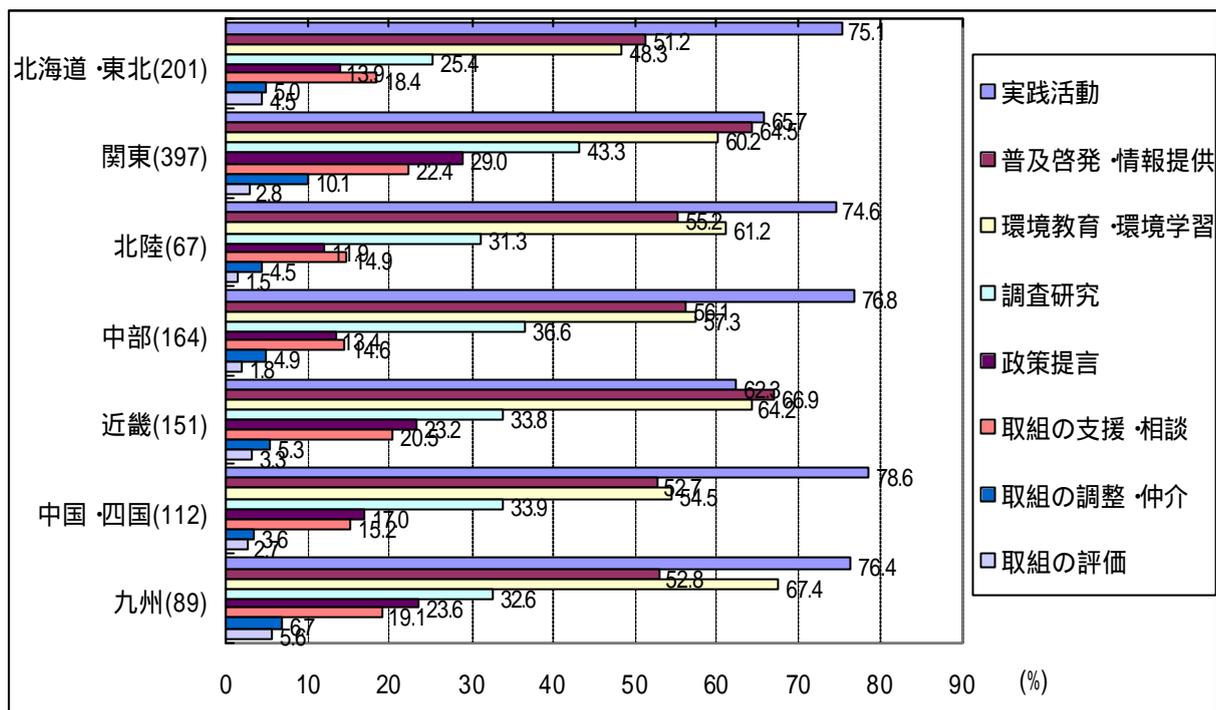
(2) 基本属性別の特徴

環境保全活動に関する主たる活動形態(所在地別)

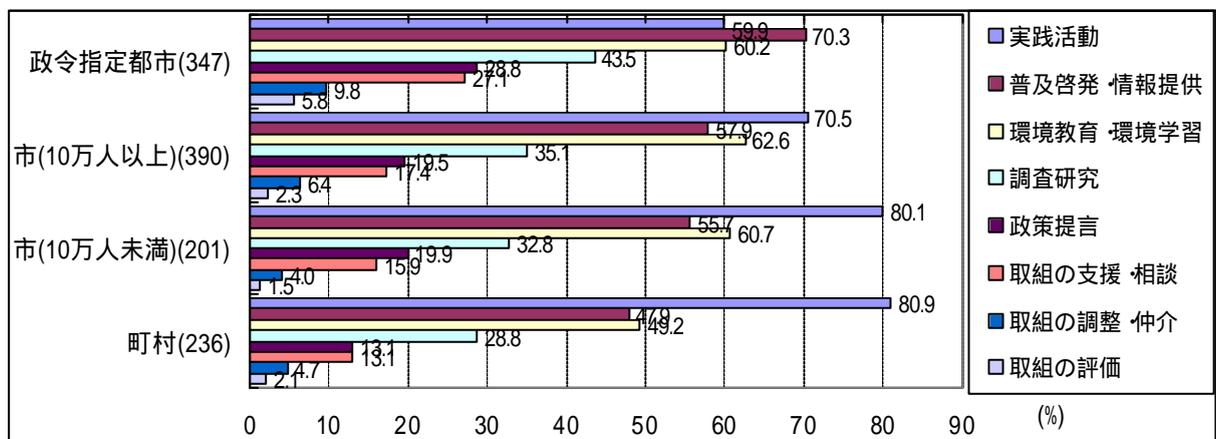
- 地方ブロック別では、大都市圏である関東や近畿において「環境保全の実践活動」(65.7%、62.3%)が比較的少なく、「普及啓発・情報提供」(64.5%、66.9%)や「環境教育・環境学習」(60.2%、64.2%)が多い。特に、関東では「調査研究」(43.3%)と「政策提言」(29.0%)が多い。
- 市町村規模では、人口規模が小さくなるほど「環境保全の実践活動」の比率が高くなり、政令指定都市の59.9%に対して町村では80.9%である。逆に「普及啓発・情報提供」や「調査研究」、「政策提言」、「取組の支援・相談」などについては、人口規模が大きくなるほど、その比率は高くなる。
- 特に政令指定都市では、「環境保全の実践活動」(59.9%)よりも「普及啓発・情報提供」(70.3%)の方が10ポイント以上高くなっている。

図表 3-3-21 環境保全活動に関する主たる活動形態(所在地別: 複数回答)

(地方ブロック)



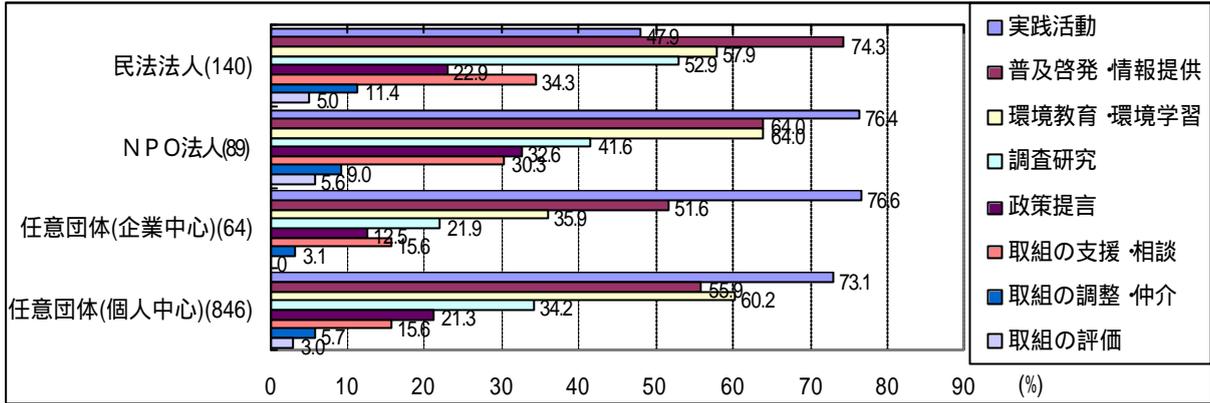
(市町村規模)



環境保全活動に関する主たる活動形態(法人格別)

- 法人格別では、民法法人において「環境保全の実践活動」(47.9%)は5割弱を占めるが、「普及啓発・情報提供」(74.3%)の方が27ポイント高く7割以上となっている。また「調査研究」(52.9%)も比較的多い。
- NPO法人や任意団体では「環境保全の実践活動」が7割以上を占め、首位となっている。次いで「普及啓発・情報提供」や「環境教育・環境学習」が多い。なお、NPO法人では「政策提言」(32.6%)が他の法人格に比べて多い。

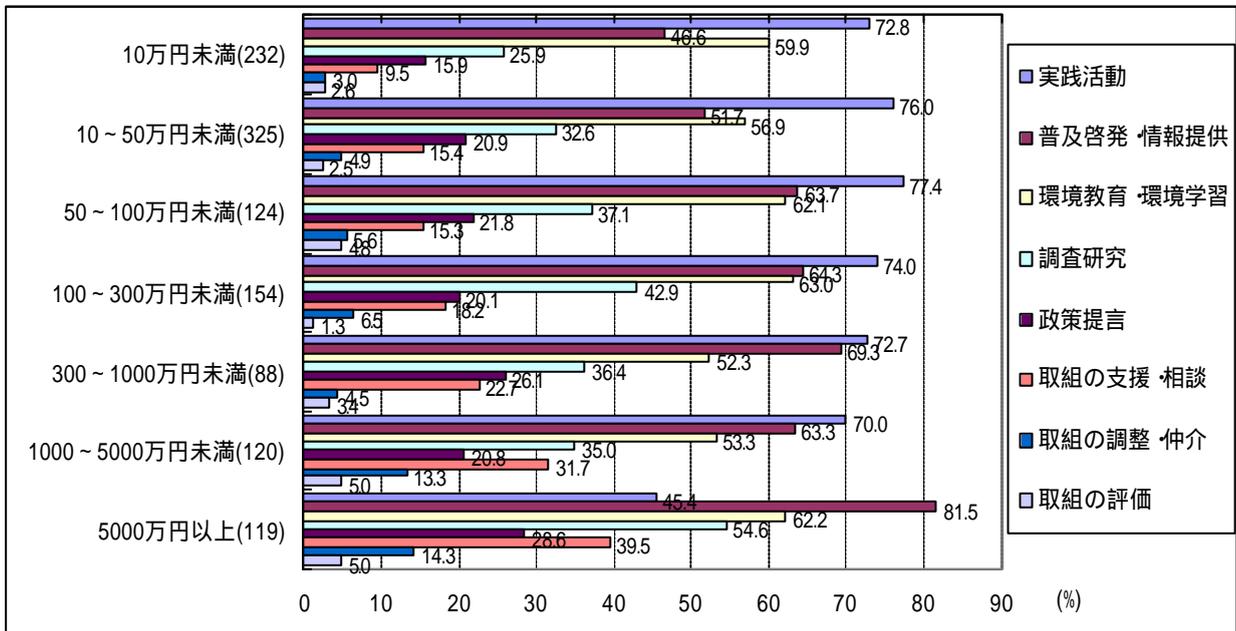
図表 3-3-22 環境保全活動に関する主たる活動形態(法人格別: 複数回答)



環境保全活動に関する主たる活動形態(財政規模別)

- 財政規模別では、財政規模が大きくなるほど「環境保全の実践活動」が少なくなり、逆に「環境保全の実践活動」以外の「普及啓発・情報提供」や「環境教育・環境学習」、「調査研究」などが多くなる。
- 「環境保全の実践活動」について、年間支出額 10 万円未満の 72.8% 対して 5000 万円以上では 45.4% と 27.4 ポイント低い。逆に「普及啓発・情報提供」については、それぞれ 46.6%、81.5% と逆転して 34.9 ポイントの差となる。「調査研究」もほぼ同様の傾向がある。

図表 3-3-23 環境保全活動に関する主たる活動形態(財政規模別: 複数回答)

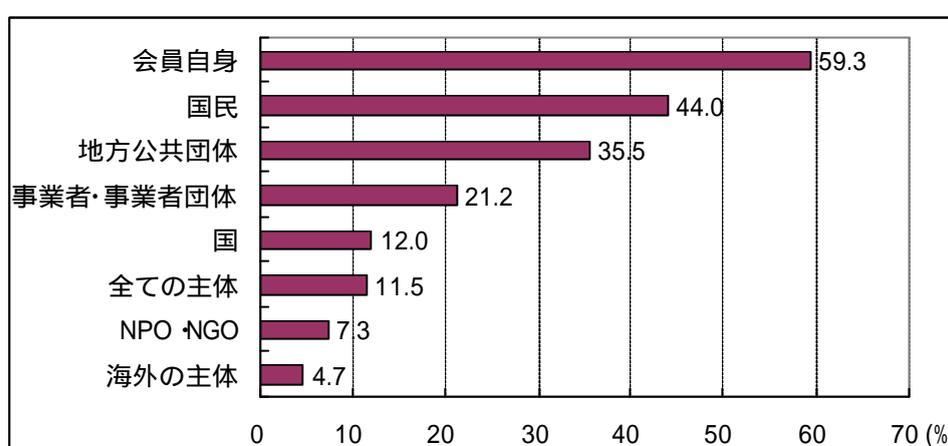


3-6.環境保全活動における意識・行動の変革主体：問 6(複数回答)

(1) 全体的な傾向

- 環境保全活動は主にどのような主体の意識や行動を変えるものとして認識されているかについて、「会員自身(自己実現)」(59.3%)が最も多く、続いて「国民」(44.0%)が多い。民間団体の環境保全に関する活動は、まずは個人を対象としていることがわかる。
- 行政関連では「地方公共団体」(35.5%)が多く、「国」(12.0%)は比較的少ない。
- 「事業者・事業者団体」(21.2%)は比較的多いが、対象を特定しない「全ての主体」(11.5%)や「NPO・NGO」(7.3%)は多くはない。「海外の主体」(4.7%)は最も少ない対象主体である。

図表 3-3-24 環境保全活動における意識・行動の変革主体(全体:複数回答)

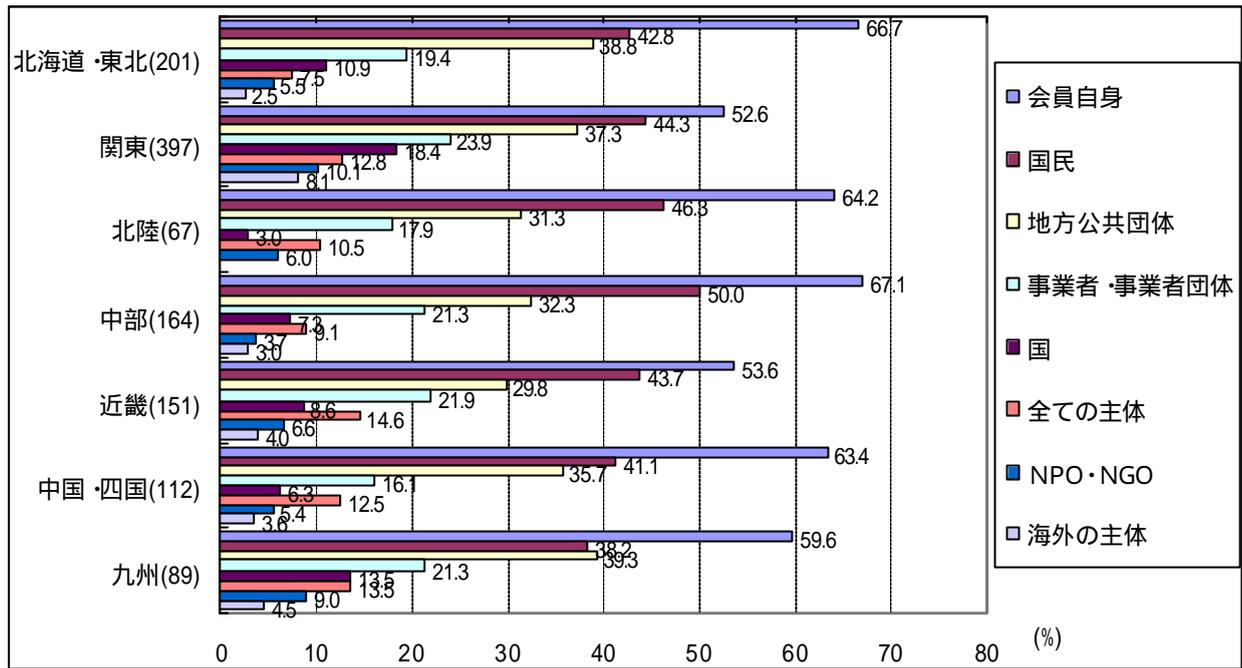


(2) 基本属性別の特徴

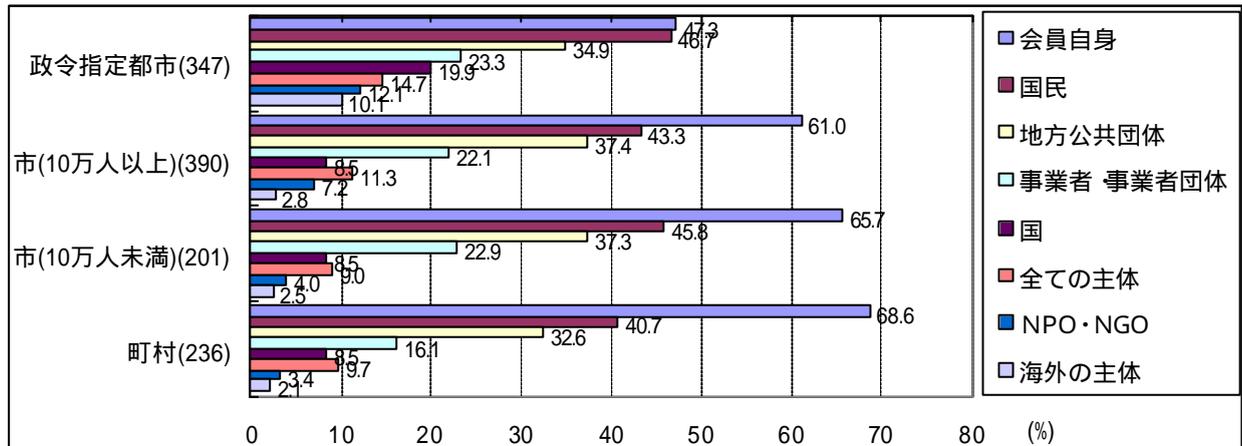
環境保全活動における意識・行動の変革主体(所在地別)

- 地方ブロック別では、いずれも「会員自身(自己実現)」が最も多いが、北海道・東北(66.7%)で多く、関東(52.6%)と近畿(53.6%)では比較的少ない。「国民」や「地方公共団体」での地域差は大きくないが、「国」については関東(18.4%)で多い。
- 市町村規模では、人口規模が小さいほど「会員自身(自己実現)」が増え、政令指定都市の47.3%に対して町村では21.3ポイント高い68.6%である。他の変革主体についての地域差は大きくないものの、政令指定都市では「会員自身(自己実現)」(47.3%)と「国民」(46.7%)はほぼ同じである。

図表 3-3-25 環境保全活動における意識・行動の変革主体(所在地別: 複数回答)
(地方ブロック)



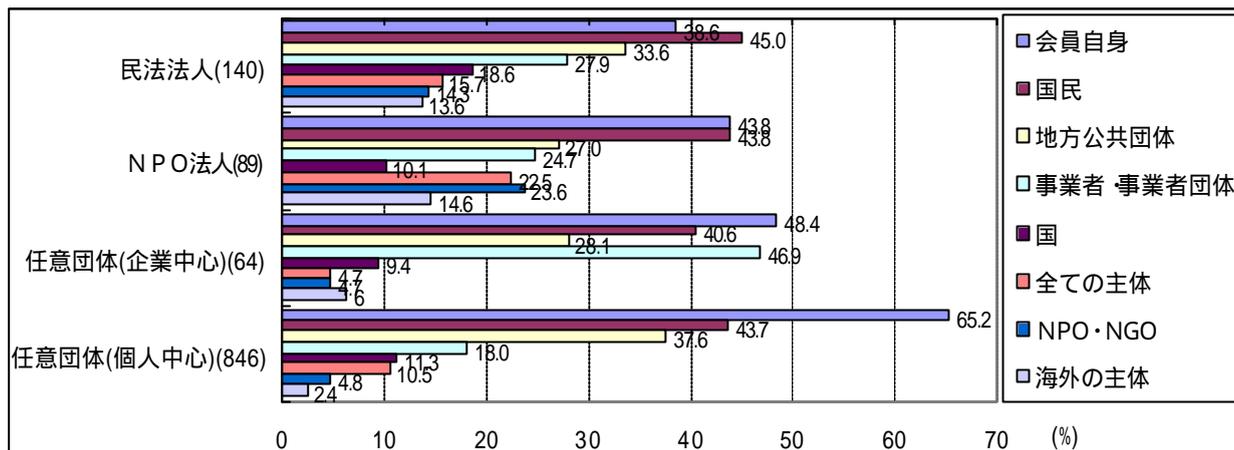
(市町村規模)



環境保全活動における意識・行動の変革主体(法人格別)

- 法人格別では、民法法人において「会員自身(自己実現)」(38.6%)よりも「国民」(45.0%)を変革対象主体するところが多い。NPO法人ではいずれも43.8%と同比率である。
- 企業中心の任意団体でも個人中心の任意団体でも、変革主体としては「会員自身(自己実現)」の方が「国民」より多く首位となっている。なお、企業中心の任意団体では「事業者・事業者団体」(46.9%)を対象とする比率が、個人中心の任意団体では「地方公共団体」(37.6%)を対象とする比率がかなり高い。

図表 3-3-26 環境保全活動における意識・行動の変革主体(法人格別: 複数回答)



環境保全活動における意識・行動の変革主体(財政規模別)

- 財政規模別では、年間支出額が大きくなるほど「会員自身(自己実現)」の比率が減少し、10万円未満の66.4%に対して、5000万円以上では40.3%と26.1ポイント少なくなる。「国民」については大きな差異はないが、年間支出額が1000万円を越すと「会員自身(自己実現)」よりも「国民」の方が多くなる。
- 「地方公共団体」については、財政規模による大きな差異はみられない。「事業者・事業者団体」については、年間支出額が大きくなるほど変革対象とする比率が大きくなる傾向がある。

図表 3-3-27 環境保全活動における意識・行動の変革主体(財政規模別: 複数回答)

